



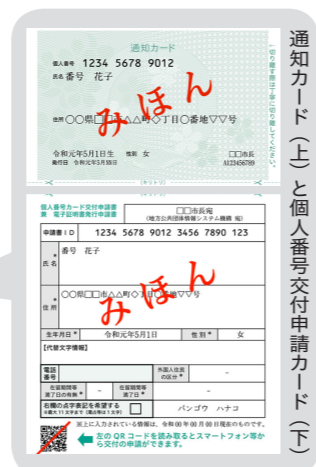
マイナンバーカードの作り方

マイナンバーカードは、本人からの申請によって作ることができます。申請の方法は、郵送やパソコン・スマートフォンによる手続きがあります。

準備物は2つ

ステップ 1

平成 27 年 10 月以降に、住民票がある住所に簡易書留で郵送された、「通知カード」と「個人番号交付申請カード」を準備してください。※通知カードや申請カードを紛失した場合、市で再発行を申請できます。市民福祉課まで相談してください。



通知カード(上)と個人番号交付申請カード(下)

申請方法は2種類

ステップ 2

1. 郵便

交付申請書に必要事項を記入し、6 カ月以内に撮影した顔写真(縦 4.5 ㍉×横 3.5 ㍉)を貼り付け郵送します。

2. パソコン・スマートフォン

申請専用サイトでメールアドレスを登録し、届いたメールに記載されている URL から、顔写真と必要事項を登録します。※登録には交付申請カードに記載された申請書 ID (23 桁) が必要



詳しい申請方法は <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

※スマートフォンで申請する場合は、「交付申請カード」の左下にある QR コードからアクセスしてください

後日、市役所で受け取り

ステップ 3

申請から約 1 カ月後に、「交付通知書」のはがきが自宅に届きます。はがきが届いたら、市民福祉課 1 番窓口で、本人が受け取り手続きをしてください。なお、受け取り手続きには、次の書類が必要です。

①交付通知書(はがき) ②通知カード

③本人確認書類(顔写真付きの場合は1種類、顔写真がないもの場合は2種類)

※受け取りの際に、暗証番号を設定します。あらかじめ㉗6~16桁の英数字㉘4桁の数字を考えておいてください

【本人確認書類の例】

- <顔写真付き> 運転免許証、パスポートなど
- <顔写真なし> 健康保険証、預金通帳など

暮らしをもっと便利に

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん



マイナンバーカードを作ろう!

■問い合わせ 市民福祉課 ☎64・6017



平成 27 年 10 月から、行政サービスの公平な負担と給付の実現を目的に、国内に住民票を持つすべての人に、一人ひとり異なる 12 桁の「マイナンバー(個人番号)」が指定されました。

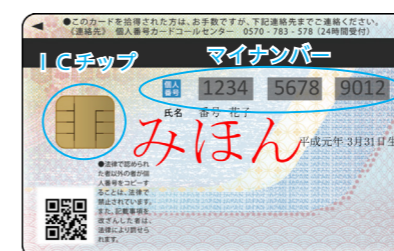
マイナンバーは、社会保障や税、災害対策などにおいて、行政機関(国や県、市町の役所など)と住民、または行政機関同士での手続きなどで、情報を

スムーズにやり取りするために用いられます。

マイナンバーにより、手続きに必要な書類が減るなど、行政手続きが簡単になります。

今回は、このマイナンバーが記載され、さまざまな場面で市民の皆さんの暮らしをもっと便利にする「マイナンバーカード」についてお知らせします。

マイナンバーカードとは



おもて面は身分証明書

おもて面には、顔写真と、氏名・住所・生年月日・性別が記載され、身分証明書として使えます。

11 月からは、希望すれば、[] の部分に旧姓を併記することも可能になります(詳細は左ページ参照)。

うら面にはマイナンバーと IC チップ

うら面には、マイナンバーが記載され、住所・氏名などの情報が入った IC チップが付いています。

自宅で確定申告を行う場合などに、このチップを読み込むことで本人確認(電子証明)を行います。

11月からスタート

住民票・マイナンバーカードに

旧姓が併記できます

11 月 5 日(火)から、結婚などで姓が変わった場合に、住民票やマイナンバーカードに、旧姓を併記することができます。

旧姓を併記することで、銀行口座の名義や各種契約などで旧姓が使われる場面において、証明に使うことができるほか、旧姓の印鑑で印鑑登録ができます。

手続きはどうすればいいの? 旧姓が記載された戸籍謄本などと、マイナンバーカードまたは通知カードを持って、市役所 1 階の 1 番窓口まで来てください。

併記される旧姓は選べるの? 初めて旧姓を併記する場合、戸籍謄本などに記載された過去の姓の中から 1 つ選び併記します。引越して他の市町村などへ転入した場合も引き継がれます。

後から変更や削除できる? 併記が不要になった場合などには、併記された旧姓を削除することができます。また、再婚などで姓が変わった場合、引き続き旧姓が併記されますが、本人が請求すれば、変更することもできます。

マイナンバーカードに関する平日の窓口を延長します

下記の期間中は、18 時 30 分まで窓口を延長します。

【期間】

11 月 11 日(月)~令和 2 年 3 月 31 日(火)(水曜日を除く)

【延長窓口でできること】

マイナンバーカードの交付や申請などに関する手続き・相談・問い合わせ

マイナンバーに関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120・95・0178

問い合わせ受付時間

【平日】9 時 30 分~20 時

【土日祝】9 時 30 分~17 時 30 分(年末年始を除く)

※マイナンバーカードの盗難・紛失による一時利用停止は、24 時間 365 日受け付け



これからは手放せない!?

どんどん広がるマイナンバーカード

免許証などに代わる身分証として!

マイナンバーカードは、顔写真付きの公的な身分証明書として、金融機関での手続きや、携帯電話の契約、レンタル CD 店での会員登録などで利用できます。

特に、運転免許証を持っていない人や、高齢により免許の返納を考えている人、すでに返納した人などに、免許証に代わる身分証明書として利用されています。

いつでもどこでも確定申告!

インターネットを通じて申告書を作成・提出する「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して、自宅などから好きな時間に確定申告ができます。

利用の際は、パソコンやスマートフォンで、マイナンバーカードの IC チップを読み込む必要があります(読み込みにはカードリーダーまたは対応する機種が必要)。

将来は健康保険証やポイント付与も!

令和 3 年 3 月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。

また、令和 2 年度には、マイナンバーカードを持っている人が民間のキャッシュレス決済を利用する際に、国がポイントを付与する「マイナポイント」が始まる予定です。